

第5章 基本計画

第1節 基本方針

1. 基本理念

私たち人類が進めてきた大量生産・大量消費型の経済社会活動は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらす一方で、大量廃棄型社会として地球環境への負荷を増大させてきました。その結果、自然破壊、地球温暖化、天然資源の枯渇など、地球規模での環境問題を生じさせています。

私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来の子ども達へと引き継ぐ義務があります。

私たち1人1人がそのことを自覚し、地球環境への負荷を低減するために、ものを大切にす文化を育み、循環型社会の形成に向けて、取り組みを進めなければなりません。

宇治市では、次のとおり基本理念を定め、実現を目指します。

基本理念

「共生の環～未来のために循環型社会を目指して～」

* 共生の環とは...

この計画では、“地球環境との調和”、“市民・事業者・行政による協働”、“次代への継承”などをイメージしており、“人と人のつながり”の中で、“循環型社会”を目指す姿を表現しています。

2. 3つの基本方針

基本理念に基づき、3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進します。

(1) 市民、事業者、行政の連携・協働による3Rの推進

ごみの減量化を進めるため、市民、事業者、行政が連携して、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の3Rを推進し、環境への負荷が少ない循環型社会を構築します。

(2) 効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築

良質のサービスを効率的かつ安定的に供給するため、ごみ処理システムの充実に努めます。

(3) ごみの適正処理の推進

違法行為や不適正処理の防止、ごみの排出マナーの向上などに努め、秩序ある安全で快適な社会を目指します。

3. 市民、事業者、行政の責務

法令によって、国民（市民）、事業者、行政の責務が定められています。また、実際の地域社会においては、町内会・自治会などの市民団体が重要な役割を担っています。これらのことを基本に役割を分担し、連携を図りながら取り組みを推進します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（国民の責務）

第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 省略

3 省略

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

第2節 ごみ減量化目標

1. 目標の設定年度

ごみ減量化の目標設定年度については、2028年（令和10年）度とします。なお、基準年度は最新データである平成29年度とします。

目標年度：2028年度（令和10年度）

基準年度：2017年度（平成29年度）

2. ごみ減量化目標値の設定

基本理念及び基本方針に基づき取り組みを進めていくために、ごみ減量化のチャレンジ目標値及びスローガンを下記のとおり設定します。

（1）ごみの発生抑制に関する目標値

家庭系ごみ（可燃ごみ及び不燃ごみ）

：1人1日あたり平均排出量を8%削減

事業系ごみ：1日あたり平均排出量を8%削減

（2）ごみのリサイクルに関する目標値

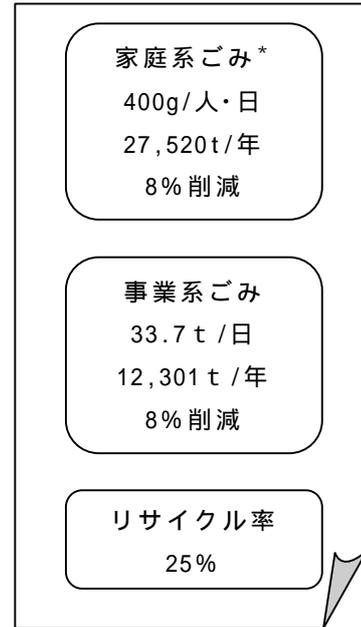
リサイクル率 25%（集団回収を含む）

（3）ごみ減量化のスローガン

考えよう！ ごみの減量 宇治市の未来

基準年度
2017(H29)

目標年度
2028(R10)
目標値



注：*は可燃ごみ及び不燃ごみの合計を指す

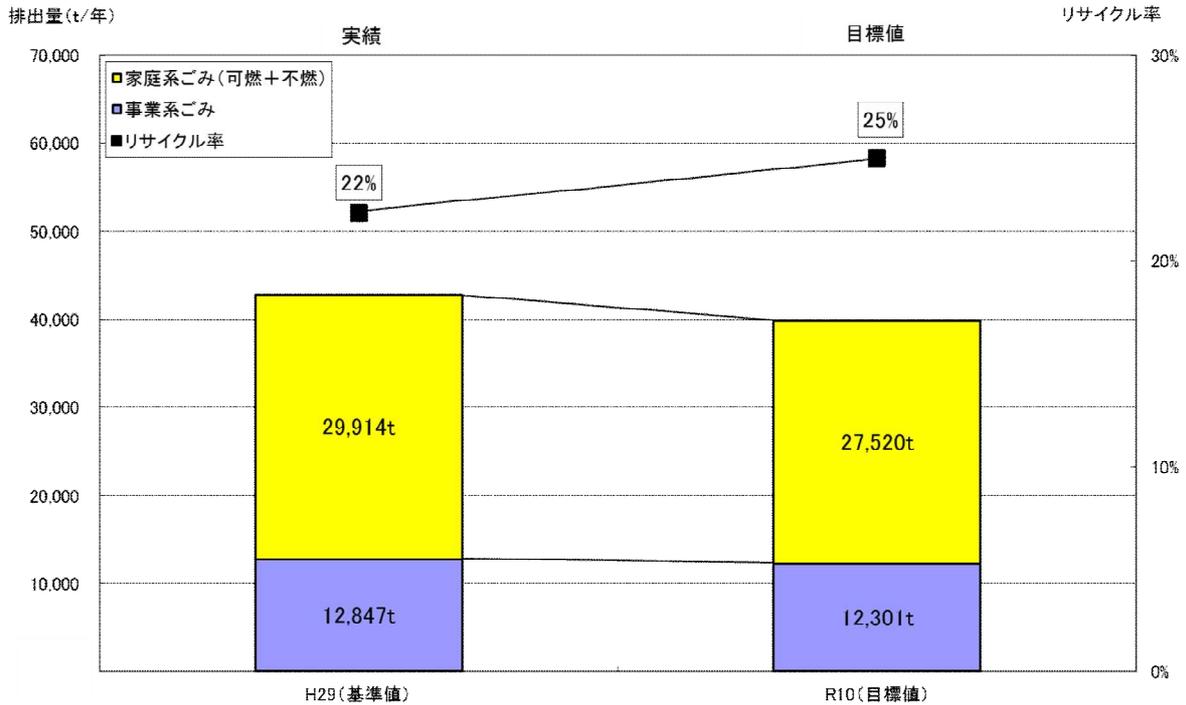


図 5 - 2 - 1 基準値と推計値の関係

第3節 行動計画

基本方針に基づき、市民、事業者、市が、それぞれ立場、また協働して実施すべき行動指針を以下に示します。

1. 市民

市民の皆さんそれぞれが「ごみを捨てる」ではなく「ごみを出す」という意識から、必要でなくなったモノのゆくえを考え、出来るだけ環境に負荷がかからない行動につなげる。

(1) 環境への配慮

- 環境への負荷が大きいとされる製品を出来る限り使わないようにする。
- ごみとなった時に環境への影響が大きいモノは、市の分別に従ってきちんと出す。

(2) ごみの抑制(リデュース)の取り組み

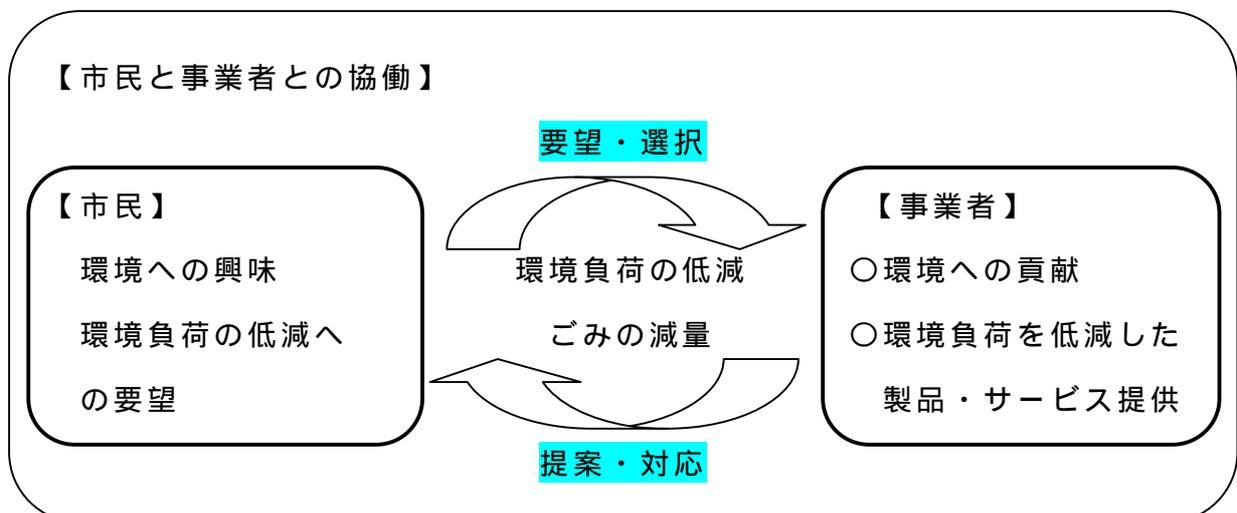
- 生ごみとして出す前に、水分をよく切る。(生ごみの約50%が水分)
- 調理の方法を工夫して、調理の残菜を減らす。
- 食事を作りすぎないように工夫し、後で分けて食べる等、食べ残さずに食べ切る。
- マイバック、マイボトル等を利用することで、使い捨て容器・製品の消費を減らす。

(3) 再利用(リユース)の取り組み

- 積極的にリユースが可能な製品の購入を心がける。
- 衣類や家具の交換といった身近なリユースに取り組む。

(4) 再生(リサイクル)の取り組み

- ルールに従った、ごみの分別を徹底する。
- 古紙回収に参加して、もえるごみに古紙類を出さないように努める。
- 包装紙の紙、紙製の容器包装、カタログ類等も雑紙として、古紙回収に出す。



2. 事業者

事業者の皆さんそれぞれが、事業に伴うごみは自己処分する原則のもとに、出来るだけ環境に負荷がかからない行動につなげる。

(1) 環境への配慮

○生産・販売・廃棄を通して、環境への影響ができる限り少なくなるように努める。

(2) ごみの抑制（リデュース）の取り組み

○包装は出来る限り避けるか、簡素なものを勧める。

○計画的な仕入れや販売で商品が残ってごみとならないように努める。

○できるだけ長く使える製品の利用・販売に努める。

○ごみが出にくい製品づくりに努める。

(3) 再利用（リユース）の取り組み

○使わなくなったモノを再利用しやすい製品開発や環境作りに努める。

○フードサイクルに取り組む。

(4) 再生（リサイクル）の取り組み

○多量・均質であることが多い事業系ごみの特性を生かしてリサイクルに努める。

○事業系の生ごみ・あらゆる古紙について、リサイクルに努める。

○ごみとなっても分別しやすいモノづくりに努める。

(5) 適正なごみ処理の実施

○一般廃棄物・産業廃棄物を通して、適正かつ安全な処理を行う。

○紙おむつ等、衛生面に配慮が必要な廃棄物は、指定袋やコンテナを導入する等、ごみの収集・処理においても衛生が保てるよう協力する。

○有害物質が使われている製品は、最小限の利用に留める。

【事業者と行政の協働】

【事業者】

環境への貢献
適正なごみ処理

提案・提供



支援・誘導

【行政】

○環境負荷低減への
支援・仕組みづくり
○適正処理へ誘導

3. 行政

市民・事業者の皆さんが、出来るだけ環境に負荷がかからない行動ができるよう、あらゆる啓発を行うとともに仕組みづくりに努める。

(1) 環境への配慮

○環境問題への関心を高めるため、未来を担う子供達を対象にした環境教育を中心にあらゆる支援を実施します。

(2) 市民・事業者への広報・支援

○3Rへの関心や適切な処理方法を普及させるため、情報提供及び支援に努めます。
(市政だより・ごみ収集カレンダー・ホームページ・職員出前講座等)

○食品ロス削減につなげるため、食べ切りをテーマとした調理実習やイベントなどに取り組みます。

○事業系ごみの発生抑制及びリサイクルを促進するため、広報に努めます。

(3) ごみの抑制(リデュース)・再利用(リユース)・再資源化(リサイクル)の取り組み

○市民と事業者の模範となるよう、市のあらゆる活動で環境への配慮に努めます。

○長く使える製品を選び、ごみとなるまでのサイクルを長くするように努めます。

(4) 適正かつ安定なごみ処理の実施

○城南衛生管理組合や(一財)宇治廃棄物処理公社等と連携して、適正かつ安定なごみ処理システムを運営します。

○分別収集への協力を呼びかけ、分別精度の向上に努めます。

○ごみの不適正排出や不法投棄に対して、指導の徹底を図るとともに、自治会等と協力して啓発に努めます。

○適正処理や減量化の促進のために効果が高い、新たな分別収集品目を検討します。
(水銀を含有したごみ等)

○事業系ごみは、城南衛生管理組合と連携して展開検査を含む排出指導に努めます。

○災害等の事態に対応できる処理体制づくりを進めます。

(5) 市民サービスの充実

○ふれあい収集制度等、市民ニーズの高い事業の実施・拡充に努めます。

○ごみの分け方や収集日程等について、新たな情報提供の手法を検討します。

○臨時ごみ収集時の収集運搬料金について、キャッシュレス化の支払いを検討します。

(6) 古紙回収事業の推進

自治会等の地域団体による、古紙及び古布の集団回収事業を推進します。また、さらなるもえるごみの減量につなげるため、雑紙類の回収が進むように努めます。

近年の古紙相場は、平成14～16年現在の古紙回収事業報償金制度導入当時と異なり、一定水準で推移しており、有償回収が可能なケースもあります。

様々な地域活動を担っている自治会等の地域団体は、報償金や古紙の売却益が貴重な財源となっている上、古紙回収量はペーパーレス化等により減少傾向であり、報償金の廃止や減額は、地域活動へ影響を及ぼすことも懸念されます。

このような状況を踏まえ、宇治市においては地域コミュニティを担う自治会等の地域団体の影響を考慮しながら、見直しについて検討します。

参考として古紙回収事業の実績を表5-3-1に示します。

表5-3-1 古紙回収事業の実績

項目 \ 年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施団体	154	513	501	521	528	532	535	537
古紙回収量(kg)	1,126,778	6,623,247	10,776,705	9,476,835	9,153,730	9,070,945	8,556,015	8,345,365
古紙回収量の伸び	1.00	5.88	9.56	8.41	8.12	8.05	7.59	7.41
報償金支払額(円)	5,633,890	33,102,595	54,621,075	46,132,675	44,571,650	44,171,825	41,628,475	40,618,525
売却処理手数料(円)	4,489,610	476,800	-	-	-	-	-	-
古紙回収経費(円)	10,123,500	33,579,395	54,621,075	46,132,675	44,571,650	44,171,825	41,628,475	40,618,525

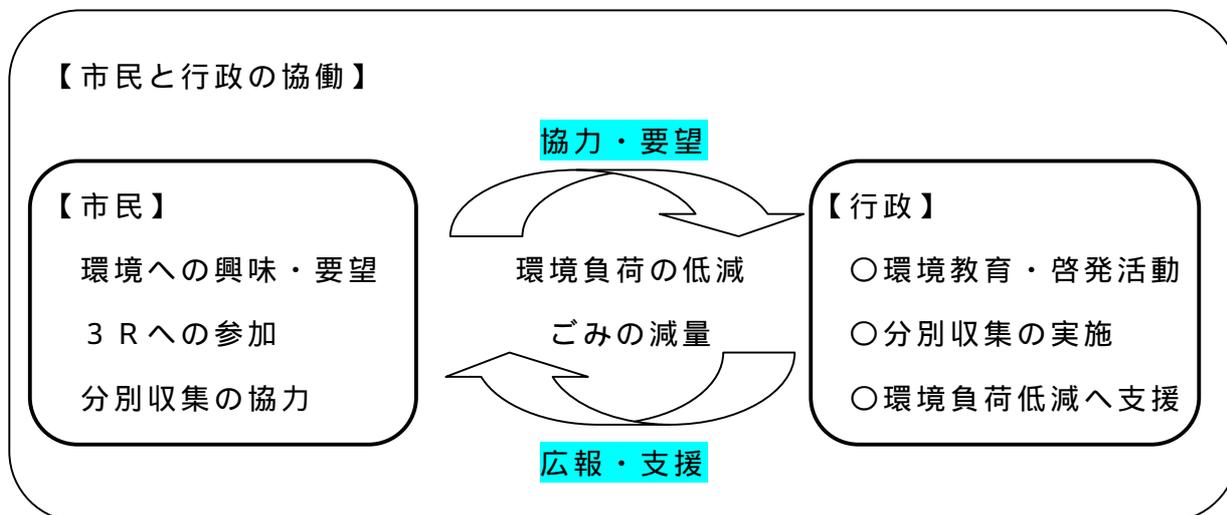
注:古紙回収量の伸びは平成10年度を1とする。 出典:宇治市の環境「古紙回収事業」(各年)及びごみ減量推進課資料より作成

(7) 有料ごみ袋制について

環境負荷の低減や埋め立て処分地の延命のため、さらなるごみ減量をめざす必要があるとともに、市の財政状況が、人口減少・少子高齢社会の進展等のため厳しい状況が見込まれています。一方、市民負担が伴うことには、配慮する必要があります。

また、現在の無料指定ごみ袋制は、減量努力が費用負担の増減に反映しにくい面があるとともに、有料袋を導入している他市のごみが流入することも懸念されます。

このような状況を踏まえ、宇治市においては引き続きごみ減量に資する事業等を展開するために、有料ごみ袋制について検討します。



第4節 SDGsと宇治市第3次ごみ処理基本計画の関連について

1. SDGs (エス・ディー・ジーズ) Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。(外務省ホームページより)

2. 国際社会 (国連としての位置づけ)

MDGs (2001~2015) を開発分野の羅針盤として15年間で一定の成果を上げた

⇒一方で、教育、母子保健、衛生といった目標が未達成

サハラ以南のアフリカなど一部地域などでの目標達成の遅れ

新たな問題 深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応



未達成の問題への対応・新たな問題への対応、国際的な環境の変化等

SDGs (2016~2030) を持続可能な開発として掲げた

MDGsは、開発途上国のための目標であったのに対し、SDGsは格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない問題を含む、すべての国で適用される普遍的 (ユニバーサル) な目標 (17ゴール169ターゲット)。

⇒そのために様々な主体が連携して、様々なリソースを活用する「グローバル・パートナーシップ」を築いていくとされている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGsの17の目標

貧困 飢餓 保健 教育 ジェンダー 水・衛生 エネルギー
経済成長と雇用 インフラ、産業化、イノベーション 不平等 持続可能な都市 持続可能な生産と消費 気候変動 海洋資源 陸上資源 平和
実施手段

3. SDGs主要課題におけるG20議長国日本のリーダーシップ

国際社会によるSDGsの取組を牽引しつつ、そのための科学技術イノベーション(STI for SDGs)の更なる活用を推進。

⇒ 強靱かつ環境に優しい「国づくり」のため、質の高いインフラ、防災、海洋プラスチックごみ対策、気候変動対策等へ貢献

(抜粋) 海洋プラスチックごみ対策

世界全体での海洋プラスチックごみ問題の解決を目指し、この問題に対する以下の実効的な取組を推進するためのイニシアティブを主導。

3Rや廃棄物処理に係る制度構築及びインフラ整備への支援、民間投資や官民連携の推進

代替素材等に関するイノベーション

モニタリング手法の策定等、科学的知見の集積・共有

日本政府によるSDGsを推進するための取組(8分野)

あらゆる人々の活躍の推進

健康・長寿の達成

成長市場の創出、市場活性化、科学技術イノベーション

持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

省エネ・再エネ、気候変動対策、循環型社会

生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

平和と安全・安心社会の実現

SDGs実施推進の体制と手段

(抜粋)

省エネ・再エネ、気候変動対策、循環型社会

徹底した省エネの推進 エネルギー科学技術に関する研究開発の推進

気候変動対策やCCSの調査・研究 循環型社会の構築 国際展開・国際協力

食品廃棄物の削減や活用 農業における環境保護 持続可能な消費の推進

生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

持続可能な農林水産業の推進や林業の成長産業化 世界の持続可能な森林経営の推進

地域循環共生圏構築 森林の国際協力 大気・化学物質規制対策

海洋 海洋ゴミ対策の推進 地球観測衛星を活用した課題解決

4. SDGsと宇治市第3次ごみ処理基本計画の関連について

SDGsは国連で採択され、日本も国として積極的な参加を位置づけている世界的な目標となっています。2030年とされているSDGsの目標期間も本計画とほぼ同時期となります。特に、SDGsを受けて日本が具体的に取り組むとした項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ゴミ対策の推進等が含まれており、宇治市としても国際的な動きや国の考え方を注目しながら、基礎自治体の一つとして、貢献できるように努めます。

(1) SDGsと宇治市第3次ごみ処理基本計画における市民・事業者の取り組み

本計画において、市民の皆さんと事業者の皆さんに求められているSDGsへの取り組みは、SDGsの17の目標のうち、目標（持続可能な生産と消費）「持続可能な生産消費形態を確保する」であり、SDGsを受けて日本が具体的に推進するとした取り組み（8分野）の中にある循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ゴミ対策の推進等になります。

この役割は、本計画の第5章第3節「行動計画」にある「1.市民」及び「2.事業者」で示している行動指針が該当します。

行動指針

1. 市民

- (1) 環境への配慮
- (2) ごみの抑制（リデュース）の取り組み
- (3) 再利用（リユース）の取り組み
- (4) 再生（リサイクル）の取り組み

2. 事業者

- (1) 環境への配慮
- (2) ごみの抑制（リデュース）の取り組み
- (3) 再利用（リユース）の取り組み
- (4) 再生（リサイクル）の取り組み
- (5) 適正なごみ処理の実施

(2) SDGsと宇治市第3次ごみ処理基本計画における行政の取り組み

1) すでに取り組んでいる項目

- 「食品ロス」を減らすための、市内小学校と連携した環境教育の一環としての、「食べきり広げようゼロの輪」(給食学習会等)、京都文教大学と連携したレシピの開発
- 環境教育、出前講座による水切りの啓発
- 資源ごみの分別収集を実施

2) これから取り組むべき項目

- SDGsの考え方に則った、市民・事業者・行政の連携を行動に結びつける
- 事業系生ごみのリサイクル対策
- 廃プラスチックへの対策（3Rと適正処理）
- 新たな分別収集品目の検討

第5節 収集・運搬計画

1. 収集運搬の主体

市域から発生する家庭系ごみの収集・運搬については、適正処理困難物などを除き市が行い、事業系ごみについては、事業者の責任において処理を行うことを基本とします。

2. 分別区分及び収集方法等

平成30年度現在、市が収集するごみについては、表5-4-1のとおりとしており、毎年度、実施計画で定めます。

表5-4-1 分別収集品目一覧

収集区分	区分	収集方法	排出方法	主な回収車両	回収頻度
もえるごみの日	厨芥ごみ他	定点	袋	パッカー車	2回/週
	廃乾電池		別袋	(別途積載)	
もえないごみの日	金属、プラスチック等	定点	袋	パッカー車	1回/週
	スプレー缶・ボンベ缶		別袋	(別途積載)	
	ライター		別袋	(別途積載)	
プラマークの日	プラスチック製容器包装	定点	袋	パッカー車	1回/週
缶の日	缶類	定点	袋	パッカー車	2回/月
びん・ペットボトルの日	びん類	定点	別袋	ダンプ車	1回/2週
	ペットボトル		別袋	パッカー車	
古紙回収 (集団回収できない団体)	新聞、雑誌、段ボール、古布	定点	紐がけ	平ボディ車	1回/月
有料事業所ごみ	事業系のもえるごみ	申請・戸別	袋	パッカー車	5回以内/週
死獣回収	犬・猫等の死骸	申請・戸別 指定箇所	無指定	ダンプ車	随時
臨時・大型ごみ	臨時ごみ・大型ごみ	申請・戸別	無指定	パッカー車	随時
	大型ごみ(一部)			ダンプ車	
	家電リサイクル法対象品				
	廃棄パソコン				
溝土回収	溝掃除の土砂等	申請・指定箇所	回収容器	ダンプ車	随時
拠点回収	紙パック	拠点回収	紐がけ	平ボディ車	1回/週
	廃食油		ボトル等		
	ペットボトルキャップ		無指定		
	蛍光管				
	小型家電				

大型ごみの一部は、マッサージチェア・大型マットレス・コンクリートブロック等
 家電リサイクル法の対象品は、テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機等
 廃棄パソコンは、メーカー及びパソコン3R推進協会処分対象外品
 拠点回収品目は、もえないごみの日などにも排出することができる

第6節 中間処理計画

もえるごみやもえないごみは、最終処分場への負荷を低減するため、中間処理として焼却や破碎を行い、衛生的な処理とともに、ごみ減容化や含まれる金属類の資源化をします。また、資源ごみは、資源としての精度を上げるため、手選別等により異物の除去や選別を行っています。

1. 中間処理施設

市域から排出されたごみ（一般廃棄物に限る）については、城南衛生管理組合で中間処理を行うことを基本とし、詳細は実施計画で定めます。

2. 施設の概要

城南衛生管理組合の中間処理施設の概要について表5-5-1に示します。

表5-5-1 中間処理施設の概要

施設の名称	施設の種類	規模	処理方式	稼働年	運営主体	
城南衛生管理組合	クリーン21長谷山	焼却処理施設	240t/日	ストーカ式 全連続燃焼式	H18.9	城南衛生管理組合
	クリーンパーク折居	焼却処理施設	115t/日	ストーカ式 全連続燃焼式	H30.4	
	小動物焼却施設	小動物 焼却施設	100kg/2h	台車付 直上再燃焼式	H18.9	
	エコ・ポート長谷山	リサイクル センター	46t/日	-	H11.2	
	リサイクルセンター長谷山	リサイクル センター	粗大・不燃ごみ:60t/日 プラスチック製容器包装:17t/日	二軸低速回転式 + 堅型高速回転式	H27.4	

出典：城南衛生管理組合より

第7節 最終処分計画

中間処理等を経て、最終的に残った再生利用が困難なごみを、埋立により処分します。

1. 最終処分施設

中間処理後の最終処分については、大阪湾臨海環境整備センター(尼崎沖、泉大津沖、神戸沖及び大阪沖)、城南衛生管理組合(グリーンヒル三郷山)、(一財)宇治廃棄物処理公社(仙郷山廃棄物埋立処分地)において埋立処分を行います。

各施設とも当面の残容量は確保されていますが、ごみの減量化によりさらなる施設の延命に努めます。

最終処分施設の概要について表5-6-1に示します。

表5-6-1 最終処分施設の概要

施設の名称	施設の区分	規模	埋立方式	稼働年	運営主体
尼崎沖埋立処分場 泉大津沖埋立処分場 神戸沖埋立処分場 大阪沖埋立処分場	管理型	7,600万m ³	海上埋立	S61.4	大阪湾広域臨海 環境整備センター
グリーンヒル三郷山	管理型	200,000m ³	サンドイッチ 方式	H13.5	城南衛生管理組合
一般財団法人 宇治廃棄物処理公社 廃棄物埋立処分地	管理型	1,171,156m ³	サンドイッチ 方式	S53.6	一般財団法人 宇治廃棄物処理公社

出典：大阪湾広域臨海環境整備センターホームページ、城南衛生管理組合、一般財団法人 宇治廃棄物処理公社より